

(介 161)

令和 2 年 2 月 18 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

(公 印 省 略)

精神疾患患者に係る要介護認定における留意事項について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省より、精神疾患患者に係る要介護認定に当たっての運用に係る疑義があったことから、当該患者に係る要介護認定に関する留意事項について事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

本事務連絡においては、①入院中の医療機関において認定調査を行う必要がある場合には、可能な限り当該医療機関の看護師等日頃の状況を把握している者の立ち会いのもとで認定調査を実施するという現行の取り扱いは、精神疾患により医療機関に入院している場合であっても同様であること、②主治医意見書は、要介護認定の申請者の主治の医師に対して、当該申請者の身体上又は精神上の障害の原因である疾病又は負傷の状況等につき意見を求めるものであることから、申請者の主治の医師が精神科医である場合は、当該医師に意見を求める必要があること、の 2 点が記載されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、郡市区医師会への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

(添付資料)

・精神疾患患者に係る要介護認定における留意事項について

(令 2. 2. 7 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課)



事 務 連 絡  
令 和 2 年 2 月 7 日

各都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局老人保健課

精神疾患患者に係る要介護認定における留意事項について

介護保険行政の推進につきましては、平素より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
この度、精神疾患患者に係る要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）に当たっ  
ての運用に係る疑義があったことから、下記のことについて周知いたしますので、管  
内の市町村に周知をお願いします。

記

- 1 「要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」  
及び「特定疾病にかかる診断基準」について」（平成 21 年 9 月 30 日老老発 0930 第  
2 号。以下「通知」という。）では、認定調査の実施に当たっては、
  - ・ 家族等、実際の介護者と日程調整をした上で行き、聞き取りを行うときには、  
調査対象者本人、介護者双方から行うことに努めること、
  - ・ 施設入所者等についても、可能な限り家族や施設職員等、日頃の状況を把握し  
ている者に立ち会いを求めること  
等を定めている。この取扱いは、精神疾患により医療機関に入院している場合であっても同様であ  
り、入院中の医療機関において認定調査を行う必要がある場合には、可能な限り、  
当該医療機関の看護師等日頃の状況を把握している者の立ち会いのもとで認定調  
査を実施されたい。
- 2 主治医意見書は、要介護認定の申請者の主治の医師に対して、当該申請者の身体  
上又は精神上的の障害の原因である疾病又は負傷の状況等につき意見を求めるもの  
である。このとき、申請者の主治の医師が精神科医である場合は、当該医師に意見  
を求める必要がある。  
要介護認定の申請時に、申請者が複数の医療機関に通院しており、どの医師の指  
名や医療機関名等を記載するか迷うような場合には、主治の医師に係る氏名等を記  
載するよう案内をすること。

厚生労働省老健局老人保健課介護認定係  
担当者：佐々木、小林  
T E L 03-5253-1111（内線 3945）  
F A X 03-3595-4010